

受注型企画旅行取引条件説明書面

(旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面)

当社が、お客様のご希望により旅行の手配をお引き受けする場合は、旅行日程表、旅行条件書に記載されたもの以外は次のとおりとなります。この取引条件説明書面は旅行契約が成立した場合は契約書面の一部となります。

1. 受注型企画旅行契約

- この旅行は、株式会社たびまちゲート広島(以下「当社」という。)がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と受注型企画旅行契約(以下「旅行契約」という。)を締結することになります。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他のサービス(以下「旅行サービス」という。)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行の申込み

- 当社がお客様に交付した企画の内容に関し契約を申し込もうとするお客様は、当社所定のお伺い書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに当社に提出していただきます。
- 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けることがあります。この場合、予約の申込時点では旅行契約は成立しておらず、当社が承諾の旨を通知し、当社が定める期間までにお伺い書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内にお伺い書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社はお申し込みがなかったものとして取り扱うことがあります。
- 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から旅行申し込みがあった場合、旅行契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- 契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- 当社は、契約責任者が構成者に対して現に責任を負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- お申込時点で未成年の方は、当社が別途定めた条件に該当する場合を除き、親権者の同意が必要となります。
- 身体に障がいをお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方その他特別の配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた飛鳥な措置に要する費用は、お客様の負担となります。

3. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、旅行契約の締結に応じないことがあります。

- お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断するとき
- お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会勢力であると認められるとき。
- お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- お客様が風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- その他当社の業務上の都合があるとき。

4. 契約の成立時期

- 旅行契約は、当社が契約の締結を承認し、申し込みを受理した時に成立します。
- 当社は、契約責任者と旅行契約を締結する場合、書面による特約をもって申込金の支払いを受けることなく旅行契約の申し込みを受けることがあります。この場合、旅行契約の成立時期は当該特約書面を交付した時に成立します。
- 申込金は旅行代金、取消料、その他のお客様が当社に支払う金銭の一部として取り扱います。

5. 通信契約による旅行契約の締結

- 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」という。)のカード会員(以下「会員」という。)より、所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けることを条件に、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段による旅行契約(以下「通信契約」という。)を締結する

場合があります。通信契約の申し込みに際し、会員は「カード名」、「会員番号」「カードの有効年月」等(以下「会員番号等」という。)をお申し出いただきます。

2. 通信契約は、当社が契約の締結を承諾した旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。通信契約成立日をカード利用日とします。
3. 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様がお持ちのクレジットカードが無効である等により、旅行代金等が提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行契約を拒否又は解除させていただく場合があります。
4. 通信契約を締結する場合、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、又は業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

6. 契約書面の交付

1. 当社は、旅行契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。すでにお申込み時点でこれらをお渡ししている場合はこの限りではありません。
2. 契約書面を交付した場合において、当社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

7. 確定書面の交付

1. 契約書面において、確定された旅行日程又は運送もしくは宿泊機関の名称を記載できない場合は、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目に当たる日以降に旅行契約の申し込みがなされた場合にあつては旅行開始日)までに、これらの確定状況を記載した確定書面を交付します。
2. 前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客様から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
3. 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

8. 旅行代金の支払時期と旅行代金の変更

1. 旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は、旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払いください。
2. 利用される運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は、旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって 15 日目に当たる日より前に通知するものとし、この場合、お客さまは旅行開始前に企画料金又は取消料を支払うことなく、旅行契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。
3. 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

9. 旅行契約内容の変更

1. お客さまから旅行契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客さまの求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
2. 当社は、旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全且つ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである事由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

10. お客さまの交替

1. 当社と旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。
2. お客さまは、前項に定める当社の承諾を求めようとするときは、当社所定の用紙に必要事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに、当社に提出しなければなりません。
3. 旅行契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があったときに効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客さまの当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。
4. 当社は、旅行サービス提供機関への旅行者名の登録等の事由により交替を承諾できない場合があります。

11. お客さまによる旅行契約の解除

1. お客さまから企画料金又は取消料をいただく場合

(1)お客さまは、企画書面記載又は次の表に定める企画料金又は取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし当社が運送・宿泊機関等が定める取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等との間の旅行サービスに係る契約の解除に要する費用(以下「運送・宿泊機関取料等」という。)の金額を企画書面において証憑書類を添付して明示したときは、お客さまが旅行開始前に旅行契約を解除した場合の取消料については、当社が運送・宿泊機関等にすべて支払い又はこれから支払わなければならない運送・宿泊機関取料等の合計額以内の金額とします。なお、旅行契約の取消日は、お客さまが当社の営業日、営業時間内に取消をする旨をお申し出いただいたときを基準とします。

国内旅行に係る取消料		海外旅行に係る取消料	
旅行契約の解除期日	取消料	旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日目 (日帰り旅行にあっては 11 日目)にあたる日まで	企画料金相当額	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 31 日目に当たる日まで	企画料金相当額
旅行開始日の前日 から起算してさかのぼって	20 日目に当たる日(日帰り旅行にあっては 10 日目に当たる日)から 8 日目に当たる日まで	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目に当たる日以降 3 日目に当たる日まで	旅行代金の 20%
	7 日目に当たる日から 2 日目に当たる日まで		
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%	旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の 100%
旅行開始の当日	旅行代金の 50%	貸切運送機関(ただし、バス等は除く。)又は本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する場合は、別に定める企画料金又は取消料をお支払いいただきます。その場合、別途ご提示いたします。	
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の 100%		
貸切運送機関(ただし、バス等は除く。)を利用する場合は、当該貸切運送機関に係る取消料の規定によります。その場合、別途ご提示いたします。			

(2)お客さまのご都合により旅行サービスの一部を受領しなかったとき、または途中離脱された場合は、お客さまの権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。

(3)当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消の場合も、企画書面記載の企画料金又は取消料をいただきます。

(4)海外旅行を目的とする受注型企画旅行の場合において、お取消時すでに渡航手続きを開始又は終了している場合には、本項の取消料のほかに渡航手続所要実費及び渡航手続代行料金をお支払いいただきます。一定の事由により、取消を余儀なくされた場合に取消料及び渡航手続費用相当額が支払われる保険があります。詳しくは、弊社担当者にお問い合わせください。

2. お客さまから企画料金又は取消料をいただかない場合

お客さまは、次に掲げる場合において、旅行開始前に企画料金又は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

(1)当社によって旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第 18 項の表の左欄に掲げる重要な変更が行われたときに限ります。

(2)第 8 項 1 に基づいて旅行代金が増額されたとき。

(3)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(4)当社が旅行者に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。

(5)当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

(6)旅行開始後において、お客さまの責に帰すべき事由によらず、契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき、又は当社がその旨を告げたときは、本項第 1.の規定にかかわらず企画料金又は取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は旅行代金のうち、当該受領できなくなった部分に係る金額をお客さまに払戻します。

(7)当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料、違約料その他のすでに支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由でないときに限ります)を差引いたものをお客さまに払戻します。

12. 当社による旅行契約の解除

1. お客さまが第 8 項に規定する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日においてお客さまが旅行契約を解除したものとみなすことがあります。この場合、お客さまは当社に対し、企画書面記載又は第 11 項 1.の表に定める取消料又は企画料金に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

2. 当社は次に掲げる場合において、お客さまに事由を説明して旅行契約を解除する事があります。
 - (1)お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - (2)お客さまが他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
 - (3)お客さまが契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - (4)スキーなどを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって、旅行契約の締結の際に明示したものが成就できないおそれが極めて大きいとき。
 - (5)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - (6)お客さまが第3項(2)(3)(4)のいずれかに該当することが判明したとき。
3. 当社は次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅王契約を解除することがあります。この場合、旅行代金のうちお客さまがまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他のすでに支払い又はこれから支払わなければならない費用に掛かる金額を差引いて払い戻しいたします。
 - (1)お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
 - (2)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - (3)お客さまが旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、これらの者又は同行する他のお客さまに対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規則を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - (4)お客さまが第3項(2)(3)(4)のいずれかに該当することが判明したとき。
4. 本項3.(1)(2)の規定により、当社が旅行契約を解除したときは、お客さまの求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をいたします。この場合に要する費用の一切はお客さまの負担となります。

13. 旅程管理

当社は、お客さまに対して次に掲げる業務を行い、お客さまの安全かつ円滑な旅行の実施を確保するよう努めます。ただし、当社がお客さまとこれとは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- (1)お客さまが旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- (2)本項1.の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、大体サービスの手配を行うこと、この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
- (3)当社は、旅行中のお客さまが疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客さま負担となります。

14. 添乗員等の業務

1. 添乗員の同行の有無は契約書面等に記載します。
2. 添乗員の同行する旅行にあつては添乗員が、現地添乗員の同行する旅行にあつては現地添乗員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要の必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。
3. 添乗員の業務は、原則として8時から20時までとします。
4. 添乗員が同行しないコースは、お客様が旅行サービスを受けるために必要なクーポン券類をお渡しますので、ご旅行サービスの提供を受けるための必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。
5. 添乗員が同行しない区間において、悪天候等によって旅行サービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配および必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。

15. 当社の責任

1. 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させる者(以下「手配代行者」という。)の故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときは、お客さまが被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

2. お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項 1.の場合を除きその損害を賠償する責任を負うものではありません。
3. 当社は、手荷物の損害については、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあつては 14 日以内に、海外旅行にあつては 21 日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客さま 1 名につき 15 万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)として賠償いたします。

16. お客さまの責任

1. お客さまの故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。
2. お客さまは、当社から提供される情報を活用し、お客さまの権利、義務その他旅行契約内容について理解するよう努めなければなりません。
3. お客さまは、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

17. 特別補償

1. 当社は、当社が実施する受注型企画旅行に参加するお客さまが、旅行参加中に急激かつ外来の事故によって身体に傷害を被られたときは、旅行業約款「特別補償規程」により、死亡補償金として海外旅行 2,500 万円、国内旅行 1,500 万円、入院見舞金として入院日数により海外旅行 4~40 万円、国内旅行 2~20 万円、通院見舞金として通院日数により海外旅行 2~10 万円、国内旅行 1~5 万円を支払います。携行品に係る損害補償金は旅行者 1 名につき 15 万円を限度とします。ただし、補償対象品の 1 個又は 1 対については 10 万円を限度とします。なお、現金、貴重品、重要書類、撮影済みのフィルム、その他こわれ物等補償の対象とならないものがあります。
2. 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客さまが被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。
3. 当社が、15 項 1.の責任を負うことになったときは、この補償金を当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部として充当します。
4. お客さまが旅行参加中に被られた損害が、お客さまの故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービスの提供の受領、山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具をしようとするもの)、リュージュ、ポブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他の来られに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。
5. 国内旅行を目的とする受注型企画旅行の場合において、地震、噴火、津波及びこれらの事由に伴って生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。

18. 旅程保証

1. 当社は、次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更<次の各号に掲げる変更(サービスの提供が行われているにもかかわらず)、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸施設の不足が発生したことによるものを除きます。>を除きます。>が生じた場合は、旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、当該変更について、当社に第 15 項 1.の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害補償金の全部又は一部として支払います。

(1)次に掲げる事由による変更

(イ)天災地変(ロ)戦乱(ハ)暴動(ニ)官公署の命令(ホ)運送・宿泊機関等のサービス提供の中止(ヘ)当初の運行計画によらない運送サービスの提供(ト)旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

(2)第 11 項及び第 12 項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更。

2. 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客さま一人に対して一旅行につき旅行代金に 15%を乗じた額を限度とします。また、お客さま一人に対して一旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は補償金を支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件当たりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0

四 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0	2.0
五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗り継ぎ便又は経由便への変更	1.0	2.0
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0

19. 旅券・査証について

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得は旅行の出発日までにお客さまの責任で行ってください。

20. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省検疫感染症情報ホームページ <https://www.forth.go.jp/> でご確認ください。

21. 海外安全情報について

渡航先(国又は地域)によっては、外務省安全情報等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。

外務省 海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

外務省 海外安全情報配信サービス たびレジ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

外務省 領事サービスセンター(海外安全相談班)03-5501-8162

22. 渡航先に「海外安全情報」が発出された場合の取扱いについて

(1) レベル 1「十分注意してください」

- ① 通常通り催行いたしますが、当社にて海外安全情報の書面をお受け取りください。
- ② 契約成立後に取消された場合には、企画書面記載又は第 11 項 1. の表に定める取消料をお支払いいただきます。

(2) レベル 2「不要不急の渡航は止めてください」

- ① 当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、催行いたします。その場合、当社は渡航情報(安全情報)並びに危険回避措置に関する説明を行い、書面を交付いたします。
- ② お客さまが契約を解除する場合は、企画書面記載又は第 11 項 1. の表に定める取消料をお支払いいただきます。ただし、目的とする観光地に行けないなど旅行内容に重要な変更(第 18 項の表の左欄に掲げるもの)が生じた場合は、取消料をいただきません。
- ③ 渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。

(3) レベル 3「渡航は止めてください」(渡航中止勧告)

催行を中止いたします。

(4) レベル 4「退避してください。渡航は止めてください」(退避勧告)

催行を中止いたします。

23. お買い物案内について

お客さまの便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産物店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には万全を期しておりますが、購入の際にはお客さまご自身の責任で購入してください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認及びレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きはお土産店・空港において手続き方法をご確認のうえお客さまご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

24. 事故時のお申し出について

旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに確定書面でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

25. 海外旅行保険について

海外では予期せぬアクシデントやトラブルに巻き込まれ、予想外に高額な出費となる可能性がございます。安心で安全なご旅行のためにも、お客さまご自身で海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については係員にお問い合わせください。

26. 個人情報の取扱いについて

1. 当社は、旅行お申し込みの際にご提出いただいた個人情報について、①お客さまとの間の連絡のため②旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため③旅行に関する諸手続きのため④当社の旅行契約上の責任において事故時の費用を担保する手続きのため⑤旅行参加後のご意見や感想のお願いのため⑥アンケートのお願いのため⑦特典サービスの提供のため⑧統計資料作成のために利用させていただきます。
2. 上記 1.②③の目的を達成するため、お客さまの氏名、住所、電話番号、パスポート番号、搭乗便名等を、運送・宿泊機関、土産物店、大使館、出入国管理官等(いずれも本邦及び外国を含む)、に書類又は電子データにより、提供することがあります。個人情報を提供する第三者が外国にある場合の当該提供先における個人情報の保護に関する情報については、ホームページ <https://www.tabimachi-gh.co.jp> のプライバシーポリシーでご確認ください。なお、お土産物店への個人情報の提供の停止を希望される場合は、出発前までにお申し出ください。
3. 当社、当社グループ各社はお客さまからご提供いただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を取扱商品、サービスに関する情報等のご案内のために共同して利用させていただきます。共同利用する個人情報は、当社が責任をもって管理します。なお、当社の個人情報の取扱いに関する方針等の詳細、当社グループ会社の名称については当社のホームページ <https://www.tabimachi-gh.co.jp> のプライバシーポリシーでご確認ください。
4. 当社は旅行中に傷病があった場合に備え、お客さまの旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客さまに傷病があった場合で国内連絡先のほうへ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客さまは、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものとします。
5. お客さまは、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止等の請求を行うことができます。

個人情報保護管理者(本社総務部長)

問い合わせ先窓口:本社総務部

電話:082-543-2104 FAX:082-543-2019 E-mail:soumu@tabimachi-gh.co.jp

受付時間 9:30~17:30(土・日・祝日を除く)

27. 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)に定めるところによります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社ご請求ください。